

無断転載・複写等を禁じます



義務化で何が変わる？
事業者が知っておくべき
「熱中症対策」の新常識

資料作成：コンテンツクリエイター 松金 千鶴子

目次

■ 1. はじめに.....	2
■ 2. 熱中症対策の義務化とは？義務化された内容の詳細.....	2
■ 3. これまでと何が違うのか？～義務化による変化と経営者が押さえるべき視点～.....	4
■ 4. 実務担当者が押さえておくべき 熱中症対策「実行」のための重要ポイント.....	5
■ 5. おわりに.....	8

義務化で何が変わる？ 事業者が知っておくべき 「熱中症対策」の新常識

■ 1. はじめに

6月に入り、多くの地域で梅雨の時期を迎えます。気温の上昇に加え、湿度が高くなる蒸し暑い環境は、“熱中症”のリスクを急激に高めます。熱中症は、本格的に暑くなる真夏（7月～8月頃）に多発するイメージがありますが、体がまだ暑さや湿度に十分に慣れていない梅雨時期にも発生しやすく、十分な注意が必要です。従業員の方が安全に働くためにも、事業場での熱中症対策は欠かせません。

そして、この熱中症リスクが高まり始める梅雨入り時期の令和7年6月1日より「改正労働安全衛生規則」が施行され、職場で適切な熱中症対策をとることが事業者に“義務”づけられました。これまで推奨されていた対策が法律上の義務となり、違反には罰則も設けられます。

「うちのような中小企業も対象なの？」「具体的に何をすればいいの？」と不安に思われている経営者の方もいらっしゃるかもしれません。本レポートでは、今回の改正のポイントをわかりやすく解説し、実務担当者の方が具体的に何を準備すればよいかをご説明します。従業員の安全を守り、安心して事業を継続するためにも、ぜひご一読ください。

■ 2. 熱中症対策の義務化とは？義務化された内容の詳細

これまでも労働者の安全配慮義務として“熱中症対策”は重要でしたが、今回の改正では、特に熱中症リスクの高い作業における具体的な対応の一部が法律上の義務となります。

【主なポイント】

施行日	令和7年6月1日
罰則	違反した場合、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科される可能性があります（労働安全衛生法第119条）。

対象事業者	労働者を雇用するすべての事業者が対象です。事業の規模に関わらず、従業員を一人でも雇用している場合は対象となります。
対象作業	「WBGT（湿球黒球温度 ※）28 度」または「気温 31 度以上」の環境下で、「継続して 1 時間以上」又は「1 日当たり 4 時間」を超えて行われることが見込まれる作業

※WBGT：気温・湿度・輻射熱（地面や建物からの照り返しなど）を取り入れた暑さの指標のこと。

（１）改正された背景

近年の記録的な猛暑により、職場における熱中症による死亡災害は 2 年連続で 30 人（1 年間）を超え、他の労働災害と比べ死亡に至る割合が約 5 ～6 倍と極めて高くなっている現状があります。死亡者の約 7 割が屋外作業で、気候変動によりさらなる増加が懸念されています。多くが初期症状の放置や対応の遅れによる重篤化のため、令和 3 年に策定された「職場における熱中症予防基本対策要綱（厚生労働省）」等を参考に、現場で熱中症のおそれのある労働者を死亡に至らせない（重篤化させない）よう早期発見・迅速かつ適切な対応を事業者の義務とする改正が行われました。

（２）義務化された内容（特に重要な点）

今回の改正で事業者に義務づけられる核となる項目は、以下の 2 点です。

① 熱中症の早期発見と対応体制の整備

- ・“熱中症の自覚症状がある従業員”や、“熱中症のおそれがある従業員を見つけた別の従業員”が、すぐにその状況を報告するための緊急連絡先や担当者をあらかじめ定め、関係するすべての者に周知することが義務づけられます。
- ・「誰に、どうやって報告すればいいのか」を明確にし、従業員全員が知っている状態にする必要があります。

② 熱中症による重篤化を防ぐための措置と手順の作成・周知

- ・熱中症の症状が悪化することを防ぐために必要な措置（例：作業からの離脱、身体の冷却、水分・塩分の補給）や、救急隊要請、医療機関への搬送など、具体的な対応手順をあらかじめ作成することが義務づけられます。
- ・作成した対応手順や、事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先や所在地なども、関係するすべての従業員に周知することが義務づけられます。

「もし熱中症かな？と思ったら、次はどうすればいいのか」を明確にし、従業員全員が知っている状態にする必要があります。

熱中症が疑われる症状例：

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、けいれん等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

①返事がおかしい

②ぼーっとしている

など、普段の様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当です。

■ 3. これまでと何が違うのか？～義務化による変化と経営者が押さえるべき視点～

これまでも、事業者の皆さまは、労働者の安全を守る「安全配慮義務」に基づき、休憩場所の整備、作業時間の短縮や水分・塩分補給の推奨など、熱中症予防に取り組んでこられたことと思います。厚生労働省や環境省からもガイドライン等が出されており、多くの企業で自主的な対策が行われてきました。しかし、残念ながら、こうした自主的な取り組みだけでは防ぎきれない重篤な熱中症災害が後を絶ちませんでした。

「なぜ、熱中症が重症化してしまうのか？」過去の事例を分析すると、「体調が悪くても誰に言えばいいかわからない」「もしものときにどう動いたら良いかわからなかった」「異変に気づいた人が、どのように報告・対応すれば良いかわからなかった」といった、情報の伝達不足や対応手順の不明確さ・未周知が、重篤化や死亡につながる要因として多く見られました（これは、まさに改正の背景ともなっている点です）。

繰り返しになりますが、今回の改正は、こうした課題に対応するため、特に“熱中症リスクの高い作業環境”において、以下の2つの特定の対応を、単なる努力目標や推奨ではなく「法律上の義務」とした点に、最も大きな違いがあります。

対応1	熱中症の報告先や連絡方法を、働く人に「明確に定め、確実に知らせる（周知する）」こと
対応2	体調が悪くなった場合の具体的な対応手順を、「明確に定め、確実に知らせる（周知する）」こと

つまり、これまでは「対策を用意しています」「手順はあります」という内部的な状態でも良かったものが、令和7年6月1日以降は「事業場で働く全員が、緊急時に誰に報告し、どう行動すれば良いかを知っている」状態にすることが、事業者の法律上の責任となります。対策の「有無」だけでなく、「働く人への伝達・浸透」が強く求められるようになったのです。なお、この義務に違反した場合、罰則（6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金）が科される可能性もあります。単に熱中症対策を実施するだけでなく、その内容を働く人に「周知徹底する」ことが、法律で課された“新常識”といえるポイントです。この視点をしっかりと押さえていただくことが、今回の義務化への対応において最も重要です。

■ 4. 実務担当者が押さえておくべき 熱中症対策「実行」のための の重要ポイント

法改正によって熱中症対策が義務化されるのはわかりましたが、「具体的に現場で何をどう進めれば良いのか？」が最も重要なポイントかと思えます。4では、熱中症による重篤な労働災害を防ぐために、実務担当者の方が今すぐ着手し、継続的に行うべき具体的なステップとチェックポイントをわかりやすく解説します。まず、以下の3つの柱を中心に準備・実行を進めましょう。

柱1：早期発見・報告の「仕組み」を明確にする

① 義務化の対象となる作業を特定する

- ・ 自社の作業場所や業務内容の中に、「WBGT28℃以上または気温31℃以上」となり得る環境があり、そこで「継続1時間以上」または「1日合計4時間」を超えて作業することが見込まれる場所や作業があるか、具体的に洗い出しましょう。屋外だけでなく、倉庫内、工場、厨房、農業用ハウスなども注意が必要です。

☑チェックポイント

自社のリスクが高い場所・作業をリストアップしたか？

② 熱中症の「報告先」と「方法」を明確に定める

- ・ 作業員自身が体調不良を感じた場合、あるいは、同僚の異変に気づいた場合に、誰に、どのような手段で連絡・報告すれば良いかを具体的に決めます。

- ・例：「〇〇さん（安全担当者）に直接声をかける」「管理者に電話する」「携帯している無線で連絡する」など。担当者や連絡先を明確にしましょう。

☑チェックポイント

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 「いつ、誰に、どう報告するか」のルールを明確にしたか？
<input type="checkbox"/> 担当者・緊急連絡先リストを作成したか？ |
|--|

柱2：緊急時の「対応手順」を具体的に作成・準備する

③ 体調不良時の「具体的な行動手順」を作成する

- ・熱中症の兆候が見られた場合に、現場の誰もが迷わず対応できるよう、具体的なステップを文書化します。
- ・行動手順に含めるべき主な内容（※現場の実情にあった内容にしましょう）
 - 作業を速やかに中断し、涼しい場所（風通しの良い日陰、クーラーの効いた部屋など）へ移動させる。
 - 衣服を緩め、身体を冷やす（特に首の左右、脇の下、太ももの付け根など、太い血管のある部分を重点的に）。
 - 意識がある場合は、水分・塩分を補給させる（スポーツドリンク、塩分補給タブレット・ゼリー、経口補水液など）。
 - 意識がおかしい、応答がおかしい、けいれんしているなど、症状が改善しない・重い場合は、ためらわず救急車（119番）を要請する判断基準と手順（※判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど、それも明記）。
 - 救急車を待つ間にすべきこと（体温を下げる努力継続、一人にしない、単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持等）。
 - 回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時の対応をあらかじめ定める。
 - 緊急連絡網に基づき、関係者（管理者、家族など）へ連絡する手順。
 - 緊急搬送先の医療機関の連絡先や所在地リスト。

☑チェックポイント

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 具体的な対応手順を作成したか？
<input type="checkbox"/> 緊急連絡網や搬送先リストを整備したか？ |
|--|

柱3：作成した仕組みと手順を「働く人全員」に周知徹底する

④ 作成した内容を、わかりやすく「見える化」し、徹底的に周知する

- ・作成した報告体制と対応手順は、現場で働くすべての人が「いつでも確認」でき「内容を理解している」状態にする必要があります。ここが義務化の最大のポイントです。
- ・効果的な周知方法の例
 - 職場内の休憩場所や作業現場など、目につきやすい場所への掲示。
 - ポケットサイズで携帯できる「熱中症緊急対応カード」などの作成・配布。
 - 朝礼や安全ミーティングの時間を活用した定期的な説明。
 - メールやイントラネットでの通知。
 - 社内研修や動画コンテンツでの解説。
 - 外国語での対応が必要な場合は、多言語での資料作成。

チェックポイント

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 報告体制と対応手順を会議室や休憩場所などわかりやすい場所へ掲示、あるいは配布したか？ |
| <input type="checkbox"/> 朝礼や研修等で周知したか？ |
| <input type="checkbox"/> 働く人が内容を理解しているか確認したか？ |

そして、夏期期間中に継続的に実践すべきこと

⑤ 日々の「人」と「環境」の健康管理を徹底する

- ・作業開始前に、従業員の体調（睡眠不足、朝食摂取、前日の飲酒など）を確認し、体調が悪い場合は無理させない判断を行います。
- ・日常の健康管理について健康指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行います。
- ・作業中も、管理者や同僚が互いに声かけをし、顔色や言動に異常がないか相互に確認するよう促します（バディシステムの導入なども有効）。
- ・WBGT計や気温計を活用し、作業環境の暑さ指数を定期的を確認します。環境省の「熱中症予防情報サイト」も活用しましょう。
- ・休憩場所に体温計や体重計などを備え、必要に応じて労働者が自身の体温や体重などを確認できるようにすることが望ましいです。

チェックポイント

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 作業前・作業中の健康チェック・声かけを実施しているか？ |
| <input type="checkbox"/> 作業環境の暑さ指数を把握しているか？ |

⑥ 水分・塩分補給と冷却対策を実行する

- ・作業の合間に、計画に基づいた休憩時間を取り、意識的に水分と塩分を摂取するよう促します。
- ・冷却効果のある服装、冷却グッズ（ファン付き作業服、冷却ベスト、瞬間冷却パックなど）の活用、休憩場所でのクーラーや扇風機の利用、ミストシャワーの設置なども有効です。

チェックポイント

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 適切な休憩と水分・塩分補給を促しているか？
<input type="checkbox"/> 効果的な冷却アイテムや設備を活用できているか？ |
|--|

⑦ 「暑熱順化」への配慮と、健康状態に応じた対応を行う

- ・暑さに体が慣れていない梅雨時期や、長期休暇明けの作業員、新規入職者に対しては、作業時間や強度を徐々に上げるなど、暑熱順化のための配慮が必要です。
- ・持病（糖尿病、高血圧症など）のある従業員については、医師の意見等を踏まえ、作業内容や健康管理に特別な配慮を行いましょう。

チェックポイント

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 暑熱順化への配慮を行っているか？
<input type="checkbox"/> 健康状態に応じた個別の配慮を行っているか？ |
|---|

⑧ 緊急時対応の「訓練」を定期的に行う（推奨）

- ・せっかく手順を作成・周知しても、いざというときにスムーズに動けなければ意味がありません。定期的に、緊急時対応の手順を確認する訓練や、応急手当の方法を学ぶ機会を設けることが推奨されます。

チェックポイント

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 緊急時対応の訓練を計画・実施しているか？ |
|---|

これらのポイントを着実に実行していくことが、単に法改正に対応するだけでなく、従業員の命と健康を守り、安心して働ける環境を整備することに繋がります。

■ 5. おわりに

上述のとおり、令和7年6月1日からの労働安全衛生規則改正により、“熱中症リスクの高い作業環境”における熱中症対策の一部が事業者の義務となりました。特に「報告体制の周知」と「対応手順の作成・周知」が重要で

す。なお、従業員への周知に使える情報・資料としては、厚生労働省が普及啓発用資材（リーフレット・ガイドライン等）を各種用意していますので、活用されると良いでしょう（日本語だけでなく、多言語対応しています。障害のある方向けのリーフレットもあります）。また、休憩場や作業場に掲示できる「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」「みんなで防ごう！熱中症」といったパンフレットもあります。

この機会に、自社の作業環境を見直し、従業員が安心して働けるよう、必要な体制整備と周知をしっかりと行いましょう。ご不明な点がありましたら、お近くの社会保険労務士など専門家にご相談ください。

【著者プロフィール】松金 千鶴子（まつかね ちづこ）



コンテンツクリエイター。20年以上にわたり「社会保険」と「労務」の分野で活動。社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー（FP）、NLP（神経言語プログラミング）マスタープラクティショナーの資格を保有し、これらの専門知識とライティング能力を活かして、企業の成長と発展を支援するコンテンツを提供しています。

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局
